

パートナーしがプラン2025

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ ～男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して～

パートナーしがプラン 2025とは

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための計画です。このプランでは、「あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取り組み加速」と「働き方・暮らし方の変革と多様性」を重視すべき視点として、4つの重点施策に基づき進めていきます。

詳しくはこちら
滋賀県HP



目指す姿(重点施策Ⅰ)

人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現

誰もが安心して体も心も健やかに生きられるよう、人権尊重、暴力の根絶、防災における男女共同参画などに取り組みます。



目指す姿(重点施策Ⅱ)

あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

企業や地域・政治分野などあらゆる分野の意思決定や活動において男女がともに参画できるように取り組みます。



目指す姿(重点施策Ⅲ)

一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

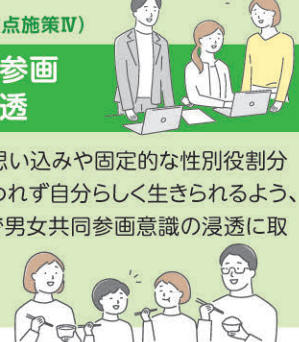
誰もが希望に応じて生き方・働き方を選択し能力を発揮できるよう、女性の就業支援や男性の家事・育児などへの参画促進に取り組みます。



目指す姿(重点施策Ⅳ)

男女共同参画意識の浸透

無意識の思い込みや固定的な性別役割分担意識に捉われず自分らしく生きられるよう、あらゆる場で男女共同参画意識の浸透に取り組みます。



【お問合せ】県庁女性活躍推進課

TEL/077-528-3770 FAX/077-528-4807 e-mail/fg00@pref.shiga.lg.jp

県立男女共同参画センター「G-NETしが」から相談窓口のご案内

近江八幡市にあります県立男女共同参画センターでは、性別による差別、夫婦・家族など様々な人間関係における悩み、DV、望まない孤独や孤立などの解消に向けた相談を行っています。男性相談員による男性相談も行っております。安心してご相談ください。

時間	曜日	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00		○	○	○	○	○	○
13:00～17:00		○	○		○	○	○
17:00～20:30				○			

まずは
お電話
ください

総合相談

●電話相談 専用電話 0748-37-8739

専用電話は直接相談室につながります。匿名でも結構です。まずはお電話ください。混み合っていてつながりにくい場合は、しばらくたってからおかけ直してください。相談時間は1回30分です。

●面接相談

電話相談の後、ご希望に応じて面接相談をお受けします。個別にじっくりと悩みや問題をお聴きし、解決に向けて一緒に考えていきます。

専門相談

総合相談の後、ご希望に応じて専門相談につながります。

予約制ですので、まずは専用電話(0748-37-8739)にお電話ください。

●DVカウンセリング

DVについての臨床心理士によるカウンセリング。毎月2回実施。

●法律相談

離婚、DV、セクシャルハラスメントなどについての弁護士による法律相談。毎月1回実施。

●男性相談員による男性相談

周囲に理解されにくい男性の悩みやDVなどについての相談を男性相談員がお聴きします。毎月2回実施(夜間)。

LINE相談もはじめました

滋賀県 こそこのサポートしが

LINE相談



←左のQRコードから
LINEの友だち登録を
すると相談できます。

【相談時間】

毎日 16:00～22:00

心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員があなたの悩みをお聞きます。

自分のこと、家族のこと、子育てのことなどひとりで抱えこまず気軽に相談してください。

【お問合せ先】

滋賀県立男女共同参画センター “G-NETしが”

〒523-0891 近江八幡市鷹飼町80-4

TEL: 0748-37-3751 FAX: 0748-37-5770

E-mail: g-net@pref.shiga.lg.jp

URL: https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/



みんなで創る

男女共同参画社会

自分らしく働きやすい

職場づくりを目指して



滋賀県商工会議所連合会

滋賀県中小企業団体中央会

滋賀県商工会連合会

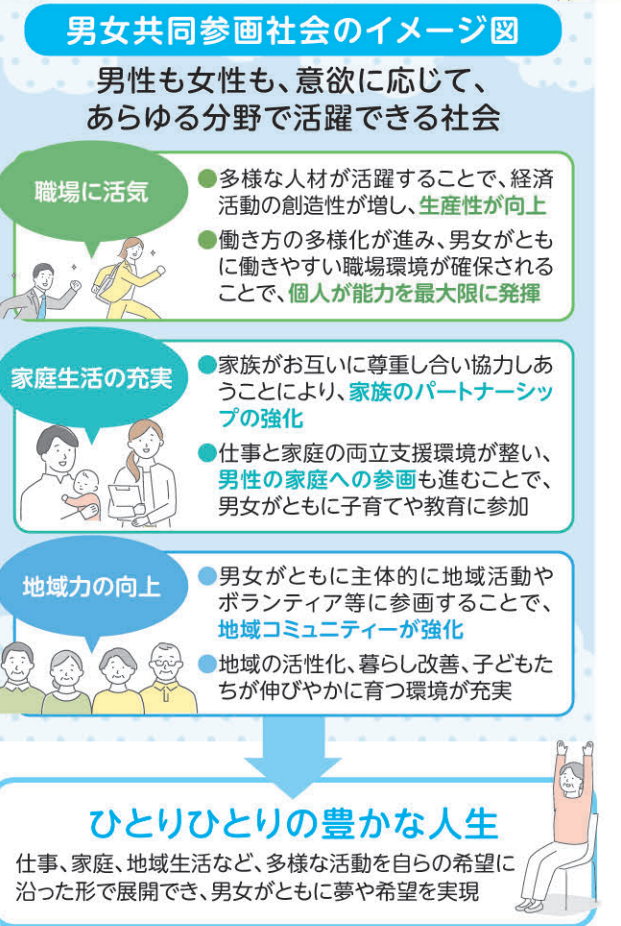
男女共同参画社会基本法について



💡「男女共同参画社会」って何だろう？💡

■男女共同参画社会とは
男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる社会です。

↑詳しくはこちら
男女共同参画局HP



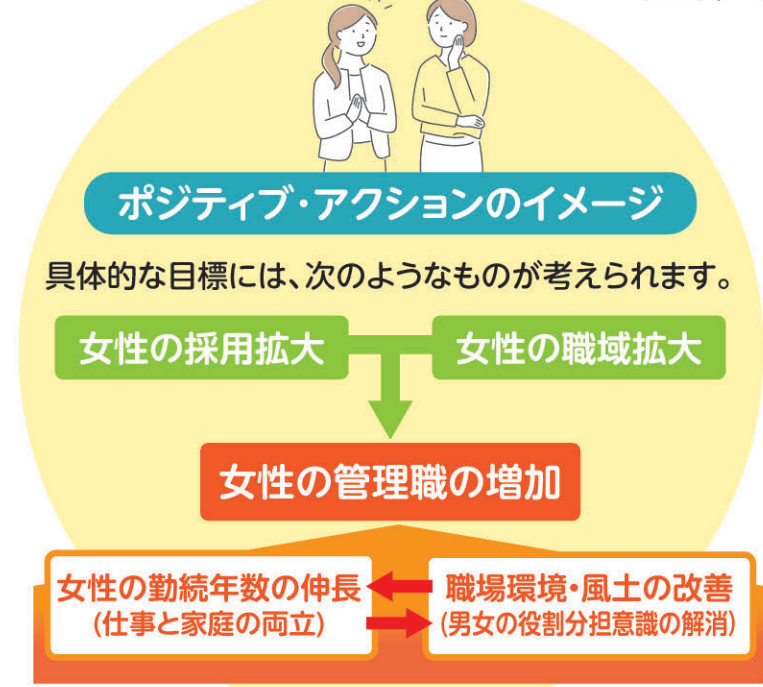
ポジティブ・アクションのプラン策定

—— 職場での女性の活躍を推進する「ポジティブ・アクション」に取り組みましょう ——

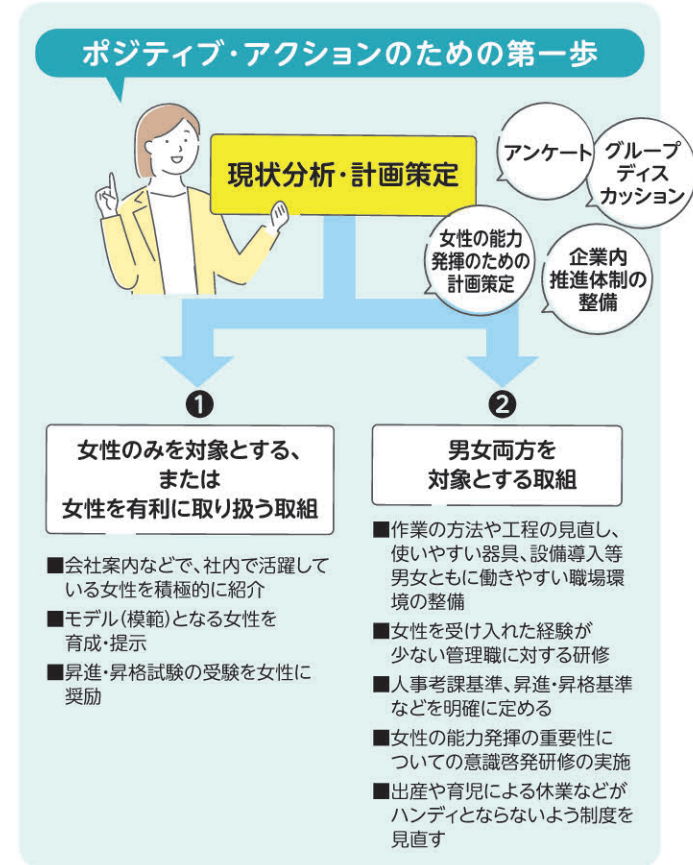
💡「ポジティブ・アクション」とは？💡

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

↑詳しくはこちら
男女共同参画局HP



ポジティブ・アクションの具体的な取組には、
①「女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う取組」と、②「男女両方を対象とする取組」があります。



ポジティブ・アクションの具体的な進め方 — ポジティブ・アクションの取組の流れ —



ポジティブ・アクションの効果 — ポジティブ・アクションのさまざまなメリット —



最新の統計データより

